

令和7年度 北海道置戸高等学校 生活のきまり

いじめ・暴力・威圧行為は、接触の有無にかかわらず、絶対に許さない。

服装・頭髪

- 1 頭髪 頭髪は加工・染髪、アイロンやコテの使用を行わないこと。
(進路等の面接時に適切だと判断されるものを基準とする。)
- 2 身だしなみに関わる以下の行為は、**原則禁止**とする。
 - ・ピアスをすること(穴を開けることも禁止)
 - ・ネックレスやペンダント、ブレスレット、リングを身につけること
 - ・ヘアゴムを腕に巻き付けること
 - ・マニキュアや爪磨きをすること
 - ・日常的な化粧をすること
 - ・ネクタイやリボンを許可を得ずに外したり、第1ボタンが見えるように着用すること

3 秋～春の制服の着用について

＜ブレザー＞

- ・冬季など寒いときは、ブレザーを優先的に着ること
- ・ブレザーは校舎内に置いていかないこと
- ・ブレザー着用時はベストを着用すること

以下の行為は**禁止**とする。

- ①ブレザーやベストを着用せず、カーディガンのみを着用する行為
- ②ブレザーの中にパーカー類を着用する行為

＜カーディガン＞

- ・無地なもので、**黒、紺、ベージュ、茶色、グレー(灰)、白色**とする
- ・登下校時のみ、ブレザーの中にカーディガンを着用することは可

＜スカート＞

- ・丈は膝より上の部分が見えない長さ

以下の行為は**禁止**とする

- ①スカートを折ったり切ったりして着用すること
- ②ベルトを使用すること(ベルトがないと履けない場合は、事前に担任に申し出ること)

＜スラックス＞

- ・シャツを入れて着用し、ベルトの位置を下げずに履く
- ・必ず黒色のベルトを使用する

＜ソックス等＞

スカート…普段：色は**黒、紺、ベージュ、茶色、グレー(灰)、白色**、無地のハイソックス
タイツやストッキング(黒や紺)を着用する際は短いソックスでもよい。

全校集会、儀式的行事：**黒色のタイツもしくは無地で黒か紺のハイソックス着用**

スラックス…普段：色は**黒、紺、ベージュ、茶色、グレー(灰)、白色**、無地のソックス

全校集会、儀式的行事：**無地で黒か紺のソックス着用**

4 夏季略装期間中の制服の着用について

☆通常の白ワイシャツとニットベスト着用の場合

- ・ブレザーを着用する際は、ネクタイ・リボンを着用すること

☆指定ポロシャツ(※福祉の実習や体育の授業は不可)着用の場合

着用の際には、記名の上で以下のことを守ること。

- ・ボタンをとめる ・襟を立てない ・袖をまくらない
- ・ポロシャツの上にブレザーを着ない ・裾を結ばない(※裾は出していても構わない)

＜夏季略装時のソックス＞

スカート…普段：色は**黒、紺、ベージュ、茶色、グレー（灰）、白色**、無地のハイソックス
もしくは短いソックス

全校集会、儀式的行事：**黒色のタイツもしくは無地で黒か紺のハイソックス着用**

スラックス…普段：色は**黒、紺、ベージュ、茶色、グレー（灰）、白色**、無地のソックス

全校集会、儀式的行事：**無地で黒か紺のソックス着用**

5 その他

- ・靴はかかとを踏んで履かない、落書きをしない、ひもを変えない
- ・その日の終わりの授業でジャージ着用の場合、帰りのSHRはジャージ可とする
なお、下校は担任や担当教員、顧問の指導の下でジャージ（部活ジャージ含）もしくは制服で下校する
- ・ネクタイ等、忘れた場合は生徒指導部の先生へ申告し、貸出簿に記入すること

生活について

＜生活マナー＞

以下の行為は禁止とする。

- ・校舎内にガムやゲーム機、マンガ等の不必要なものを持ち込むこと
- ・校舎内でスマートフォン等の充電を行うこと
- ・廊下で飲食を行ったり（※昼食は教室で摂る）やイヤホンを着用して歩行すること
- ・金銭や貴重品の貸し借り
- ・指定された場所以外での更衣（※教室では更衣を行わないこと）
- ・道路交通法等の法に抵触する行為（「ながら運転」「歩きスマホ」「両耳イヤホン及びヘッドホンでの歩行や自転車運転」）
- ・授業中、許可を得ずに飲食物や化粧道具を机上に置く、スマートフォン等を机上に置いたり操作する行為
（※万が一授業中にスマートフォン等の着信音等があった場合は教科担任に預けること）

＜その他＞

- 1 異装する場合は、HR担任の許可を得て、「異装届」を記入すること。
- 2 授業に遅刻もしくは途中入室する際は、職員室で「遅刻入室カード」を記入し、教科担任に入室後渡すこと。
- 3 休み時間や放課後の過ごし方
 - ・お菓子については節度をわきまえて食べるのは構わない。ただし、量やゴミの処理には十分に注意すること
 - ・音楽を聞く場合は、教室または教室前のベンチで、音漏れのないようにし、放送が聞き取れるよう片耳イヤホンで聞くこと

自動車免許取得について

希望者は家庭学習期間（2月）以降から通うことができる。

なお、「介護福祉士国家試験」を受験しない生徒は、後期中間考査週間以降に通うことができる。
取得については、別途生徒指導部からの指示に従うこと。

その他

- 1 通学に自転車を使用している人は全員「自転車通学願」を提出する。努力義務になっている「ヘルメット」については、装着することが望ましい。
- 2 アルバイトを行う際は、事前に担任に申し出ること。その際、必ず説明を受けること。

生活のきまり改正について

生徒のきまりや学校生活上のルールの変更については、時代の要請および社会常識の変化等を踏まえ、都度改正することができる。その際の手続きに関しては、生徒や保護者の要望・調査等を踏まえ、生徒会総務を中心に代表委員会や生徒総会で審議の上、職員会議を通じ校長の承認を得ることで改正を行うこと。